

(お取引先様向け)

グリーン調達ガイドライン

株式会社 **トプコン**

生産本部 統合調達部

目 次

◆はじめに	1
◆TOPCON WAY	2
◆トプコン調達基本方針	3
◆トプコンのグリーン調達	4
1. 目 的	4
2. 取引先様へのお願い事項	4
2-1 環境保全の推進	4
2-2 製品含有化学物質管理体制の構築	4
2-3 調達品の含有化学物質管理	6
別表① ・製品含有化学物質管理体制審査チェックリスト（提出資料）	
別表② ・トプコングループ管理対象物質群	
別表③ ・特定有害物質の使用制限に関する合意書（提出資料）	

◆はじめに

グループとしての総合力が強く求められる現下の経営環境において、経営資産の一つであるグローバル性と多様性を一層発揮し、かつ自律的な組織風土を醸成するために、国境や会社の枠を超えて共有する価値観を「TOPCON WAY」としてまとめ、明確に致しました。

トプコングループは、一人ひとりが「TOPCON WAY」を実践し、すべてのステークホルダーの共感と信頼を得られる存在であり続けると共に、創立 100 周年を見据え、事業環境の変化を先取りした収益力強化を実行するだけでなく、経営の質を高める事を通じて更なる飛躍を図ります。

グリーン調達とは、環境保全活動を積極的に推進している取引先様から、環境負荷の小さい製品・部品・材料・原料等を調達することです。調達する製品含有化学物質の環境負荷・リスクの低減を意識した環境保全活動を進めるためには、サプライチェーン全体にわたる活動が必要であり、取引先様との協調が重要な鍵となることから、「グリーン調達ガイドライン」を策定しています。

取引先様におかれましては、本ガイドラインに沿ったグリーン調達へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

株式会社トプコン
総務・人事・法務本部
技術本部
生産本部

TOPCON WAY



-経営理念-

トプコンは「医・食・住」に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献します。

-経営方針-

トプコンは先端技術にこだわり、モノづくりを通じ、新たな価値を提供し続けます。

トプコンは多様性を尊重し、グローバルカンパニーとして行動します。

トプコンはコンプライアンスを最優先し、全てのステークホルダーから

信頼される存在であり続けます。

Topcon for Human Life

◆トプコン調達基本方針

- 公平、公正な調達活動
全ての取引先様に対し、オープンで、公平、公正な調達活動に努めます。
取引先様の決定は、品質、価格、納期の確実性、技術水準、経営の安定性及び環境への配慮等、総合的かつ客観的な評価と手続きに基づいて決定致します。
- 共存・共栄に努めます
取引先様とは取引を通じて、常に信頼関係を維持、促進し、共存・共栄に努めます。
- 遵法の原則
法律・社会規範を遵守し、健全な商習慣に則り取引を行います。
- 情報の管理・保護
調達活動を通して取得した取引先様の機密情報を、外部に開示致しません。
- CSR 調達
取引先様とともにより良い社会・地球環境づくりと企業の持続的な発展の実現を目指し「ビジネスパートナー行動基準」<https://www.topcon.co.jp/about/governance/code/business/>を制定し、各取引先様に遵守をお願いしております。
- グリーン調達
ライフサイクルにおける環境負荷が小さい製品・部品・材料・原料の調達と環境保全活動を推進している取引先様からの調達を行います。

◆トプコンのグリーン調達

1. 目的

当社では、環境保全活動のプロセスにおいて、「"かけがえのない地球環境"を、健全な状態で次世代に引き継いでいくことは、現存する人間の基本的責務」との認識に立って、取引先様と一体となり環境配慮に取り組んでいます。

一つの取り組みとして、環境負荷の小さい製品やサービスの提供を推進しています。そのためには、グリーン調達が欠かせません。

環境負荷や環境リスクを考慮した事業活動を進め、製品を構成する部品、材料、ユニット、製品、副資材など（以下、納入品）について、環境負荷の小さい納入品の調達を行うことを目的とします。

2. 取引先様へのお願い事項

当社では、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである取引先様に「環境保全の推進」、「製品含有化学物質管理体制の構築」ならびに「製品含有化学物質使用状況調査」をお願いしています。

取引先様には、これらのお願い事項と調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、よろしく願致します。

2-1 環境保全の推進

当社は調達にあたり環境保全への積極的な取り組みを実施されている取引先様を優先します。その取り組みとしては、以下のような活動を想定しています。

- ・環境方針の設定
- ・環境保全システムの整備
- ・教育や実施確認の仕組み

このような環境保全活動の中で、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、製品含有化学物質管理の推進をお願いします。

2-2 製品含有化学物質管理体制の構築

1) 管理体制の構築

取引先様には、関係している取引先も含め、納入品に含有される製品含有化学物質を管理・削減する為のしくみを構築し、適切に運用するようお願いいたします。

尚、製品含有化学物質管理はJAMP（*1）が提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン】を参考にして下さい。

(* 1) J A M P (Joint Article Management Promotion-consortium)は、アーティクルマネジメント推進協議会 (以下 J A M P と記す) の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体。

2) 管理体制の確認

取引先様が実施している製品含有化学物質の管理体制を確認するため、別表①「製品含有化学物質管理体制審査チェックリスト」を使用して自己評価をお願いします。

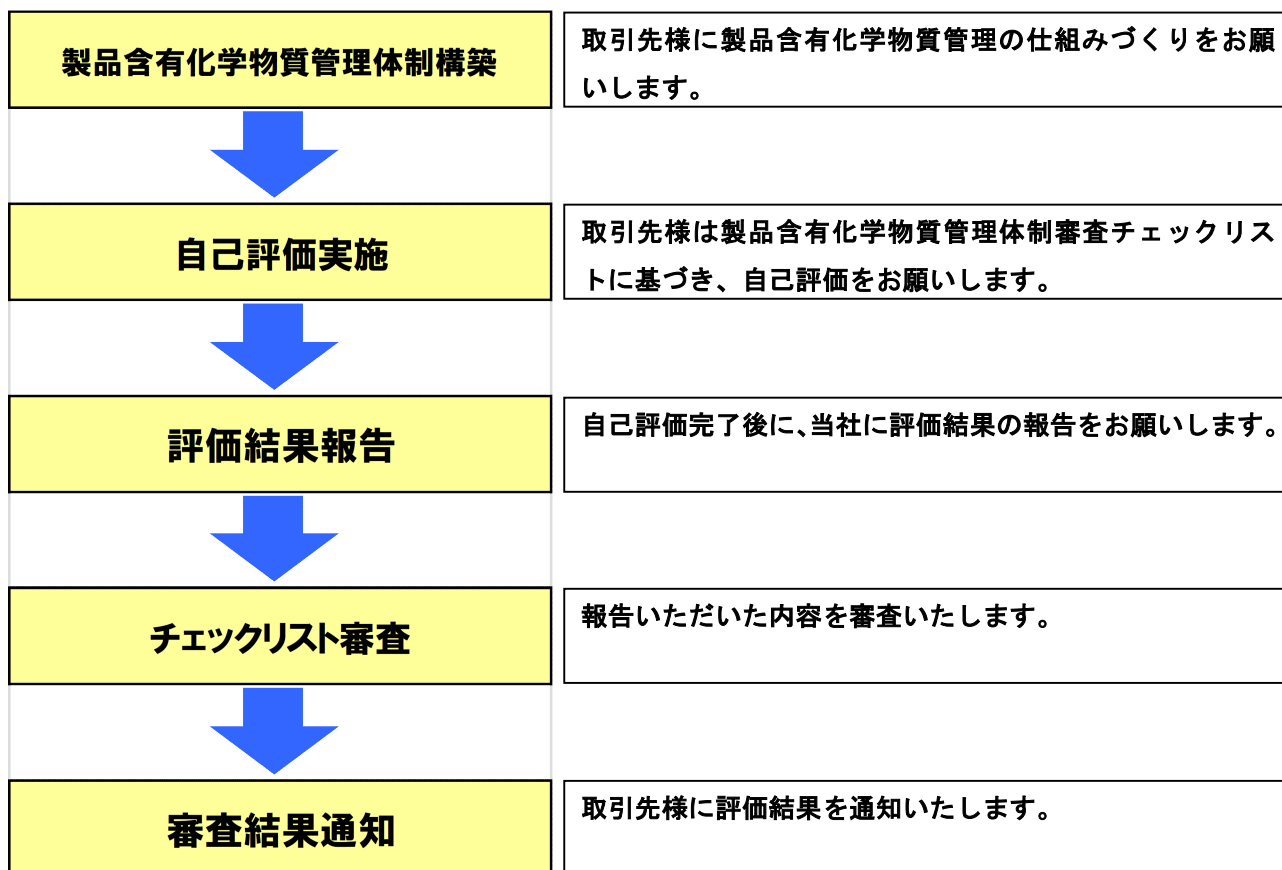
尚、製品含有化学物質管理体制構築の確認は、以下のフローチャートに沿って行います。

※当社で必要と判断した取引先様を対象に現地監査を行います。

現地監査ではチェックリストの要求事項について、実施状況を確認させていただきますのでご協力をお願いします。

※チェックリストの審査結果が60点未満の取引先様に対しては、改善要請させていただきます。改善が見られない場合は取引継続ができない場合があります。

《製品含有化学物質管理体制構築の確認フローチャート》



2-3 調達品の含有化学物質管理

1) 製品含有化学物質管理基準

当社では、「トップグループ管理対象物質群」を定め、以下の通り、「ランクA：禁止物質（群）」と「ランクB：管理物質（群）」の2つのカテゴリーに分けて、納入品の含有化学物質を管理します。

表-1 「トップグループ管理対象物質群」

区分	判断基準	該当物質（群）
ランクA 禁止物質（群）	納入品すべてにおいて、含有および使用することを禁止または制限されている物質（群）。	別表②
ランクB 管理対象物質（群）	使用実態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）。	

2) 調達品の「特定有害物質の使用制限に関する合意書」の提出のお願い

調達品の製品含有化学物質管理を確保するため、必要に応じて「特定有害物質の使用制限に関する合意書」（別表③）の提出をお願いする場合があります。

回答様式	参照先
特定有害物質の使用制限に関する合意書	別表③

3) 調査のご協力をお願い

トップグループ製品の適合宣言（自己宣言）を目的とし、使用部品の調査回答提出をお願いします。

当社からお願いする調査回答はchemSHERPA®でご提出をお願いします。

URL : <https://chemsherpa.net/>

※今後の製品含有化学物質管理基準の変更に伴い、調査報告内容を変更する場合があります。

尚、既に回答をご提出していただいた場合であっても、最新情報に更新した回答で再提出を要請させていただく場合があります。

4) 分析測定をお願い

chemSHERPAの回答ができない場合、当社の指定する物質群に関して独自に分析測定を行い、その結果のご提出をお願いします。

chemSHERPAが未提出で、且つ分析測定結果もご提出いただけない取引先様に対しては、改善要請させていただきます。改善が見られない場合は、今後の取引継続を見直すことがあります。

5) 素材・部品の「環境調査データベース」(SUMMERS)構築に対するご協力のお願い

当社では製品含有化学物質の使用状況調査を効率的に行うために、今後採用される可能性が高い素材・部品の含有量調査データ(chemSHERPA)を収集した「環境調査データベース」(SUMMERS)を構築しています。ついてはデータ収集を進めていただき、購入実績の有無にかかわらずデータ提出をお願いします。

素材・部品の含有量調査データをご提出いただくと、「環境調査データベース」(SUMMERS)に登録され、設計者に素材・部品を新規選定する際の情報として公開されます。

【お問い合わせ先】株式会社トプコン

生産本部 統合調達部 調達企画課 グリーン調達担当

〒174-8580 東京都板橋区蓮沼町7-5-1 (電話) 03-3558-2955

改定記録表

■改定履歴

2017年4月1日 Ver3

2020年8月1日 Ver4

2023年4月1日 Ver5

2024年3月29日 Ver6

バージョン	制改訂年月日	改訂内容
Ver 3	2017年4月1日	TOPCON WAY の更新に伴い、導入部分の文章の変更 部門名変更 調達本部、技術本部 チェックリストの審査結果が 60 点未満～の追記 調達品の「特定有害物質の使用制限に関する合意書」の提出の お願いの内容変更 調査のご協力をお願いの内容変更 人道的な見地からの紛争鉱物の使用制限の本文削除 トプコングループ管理対象物質群（別紙②）全面改訂
Ver 4	2020年8月1日	部門名変更 製造本部、調達企画課、製品開発本部 EU 改定 RoHS 指令、REACH 規則の SVHC 含有有無 および含有量調査 chemSHERPA® URL : https://chemsherpa.net/ の追記 トプコングループ管理対象物質群（別紙②）全面改訂
Ver 5	2023年4月1日	部門名変更 総務・人事・法務本部、技術本部、生産本部 調査回答様式から A I S、M S D S 及び M S D S P l u s を削 除 トプコングループ管理対象物質群（別表②）全面改訂
Ver 6	2024年3月29日	トプコングループ管理対象物質群（別表②）全面改訂 部門名変更 生産本部 特定有害物質の使用制限に関する合意書（別表③）